

金沢市火災警報規則の一部改正（案）の概要

1 趣旨

令和7年2月26日に大船渡市で発生した林野火災（延焼範囲が約3,370haとなる国内の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模林野火災）を踏まえ、消防庁において「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催されました。同検討会において、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」といいます。）や林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」といいます。）の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、林野火災注意報及び林野火災警報の新設等を行うため、金沢市火災予防条例の一部改正（案）を令和7年度金沢市議会12月定例月議会に提出しています。

これに伴い、林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準を定めます。

2 改正の内容

次の2つの発令基準を新たに規定

（1）林野火災注意報の発令基準

気象の状況が次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるととき。

ア 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

イ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が行われているとき。

（2）林野火災警報の発令基準

強風注意報が行われ、気象の状況が上記ア又はイのいずれかに該当し、かつ、火災の予防上危険であると認められるとき。

3 施行日（予定）

令和8年1月1日（条例の施行の日）